

議案第11号

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

広報、広聴及び区民相談に関する事務を総務部の分掌事務とする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表政策経営部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表総務部の項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

(4) 広報、広聴及び区民相談に関すること。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。